

第12回「みんなで創る自治基本条例町民会議」 委員意見取りまとめ結果

テーマ③： 情報共有について（条文に盛り込みたい内容や考え方）

情報共有	
盛り込み考え 方	<p>1. 情報共有 町民・町長・議会・行政は、互いに町政運営に関する情報を伝えあい、情報の共有を図ることが住民主体の自治である。</p> <p>2. 情報の提供 行政や議会は、町政に関する情報をわかりやすく、適時に提供する。</p> <p>3. 情報の説明責任 行政や議会は町政に関する情報を町民に対し、説明する責任がある。</p> <p>4. 情報の公開 町民は、行政や議会に対し町政に関する情報の開示を求めることができる。</p> <p>5. 個人情報の保護 行政や議会は、その保有する個人情報に適正な保護を図る。</p> <p>6. 会議の公開 町長における審議会、審査会、議会における委員会、協議会等は正当な理由がない限り公開とする。</p>
理由	<p>1. 町民などに情報を持ってもらうことで、行政や議会の行っていることが解り、町政に参加しやすい環境を作る。</p> <p>2. 行政や議会とともに情報を持ち、町政に参加をしてもらう。</p> <p>3. 行政専門用語や案件等の経緯などの情報を透明性確保のためにも説明責任がある。</p> <p>4. 情報公開条例があるが、あえて権利があることを知らせる。</p> <p>5. 個人情報保護条例にのっとり適正な取扱いを定める。</p> <p>6. 透明性を図るためにも公開が望ましいが、個人的に関する事項については原則的に非公開。</p>
盛り込み考え 方	<p>当町では、既に情報公開条例及び個人情報保護条例が有りますが、町の最高規範としてあえて記載すべきと思います。</p> <p>◆情報の提供 情報の共有こそ町民主体の根源であり町民には分かりやすく適時に提供する。</p> <p>◆情報公開 町民は情報公開の権利を有し、請求があれば誠実に応じる。</p> <p>◆個人情報保護 個人の権利や利益に害が及ぼさないように適切なる保護を図る。</p>
理由	
盛り込み考え 方	<p>情報共有については、八雲町の自治基本条例が解りやすく、整理されていて良いと考えます。</p>
理由	
盛り込み考え 方	<p>八雲町を基本にしつつ、項目の配置を変える。</p> <p>◆情報共有の基本 議会及び行政は・・・情報の共有が町民主体のまちづくりの根源・・・</p> <p>◆情報提供 議会及び行政は・・・保有する町政に関する情報及び町民生活に必要な情報などを積極的に、わかりやすく、適時に提供・・・</p> <p>◆会議の公開 町議会及び審議会等は原則公開・・・ただし、公開することが適当でない場合は・・・その理由を公開し非公開・・・</p> <p>◆説明責任 議会及び行政は・・・透明性の確保・・・町政に関する情報提供について説明する責任・・・</p> <p>◆情報公開 (1)町民は町政に関する情報の開示を求める権利を有・・・ (2)議会及び行政は・・・町政に関する情報を公開・・・</p> <p>◆町民の意見 行政は町民の意見、提言及び要望等に・・・迅速かつ誠実に対処するとともに、寄せられた町民の意見等への対処経過についての記録の共有、適切な管理・・・</p> <p>◆個人情報の保護 議会及び行政は・・・個人の権利や利益が侵害されないよう・・・適切な保護・・・</p>
理由	<p>◆項目配置の変更＝意思決定の流れに即して配置を考えるべきと思う。</p> <p>◆議会公開の原則 議会本会議の公開は当然ですが、本会議は理事者と議員間の質問に限定され、議員間の討論の場とはなり得ない側面をもっている。その限界を打開するため、全国町村議長会は議案や重要案件について、議員同士の積極的な討論の場を設け、議会が「如何なる論議経過を経てその結論に至ったか」を町民に開示するべきとの提起を行っており、議員協議会等を「公式な機関」と位置づけを求めている。この時代背景を受けて、常任委員会、議員協議会を含めて原則公開にし、但し書きで「公開とすることが不適当の場合、理由を公開し非公開」に。</p>

情報共有	
盛り込みや考え方を 盛り込みたい方	情報という言葉の解釈を明記すべきではないでしょうか
理由	情報 とは・・・ どういう範囲までをさすのか 誰が、それを情報として指定するのか 出せない情報とはなんぞや・・・
盛り込みや考え方を 盛り込みたい方	情報を共有しても、その事柄に対する認識が違えば、意味がない。対話などを通じて、共通認識が持てるような方法も必要ではないかと思う。
理由	
盛り込みや考え方を 盛り込みたい方	<ul style="list-style-type: none"> ◆自治（公助、共助）の基本原則の一つでもある情報共有は、行政運営の透明性を、質の高いものでなければならない。 ◆政策の立案、実施、評価及び見直しに至るまで意志決定の過程、内容を町民に提供する。 ◆情報提供は、積極的に分かりやすく、適時、内容によっては敏速に行うこと。 ◆行政と町民との情報に係わる手法等を整備する。 ◆「町民と行政」、「町民と議会」それぞれの情報共有が一方的にならぬよう、町民参加制度等の整備が必要。 ◆自治運営（総合計画も含む）の進捗情報の提供。 ◆町民の意見、提言、要望等が反映される制度。 ◆別に条例に定めるもの…情報公開条例、個人情報保護条例。
理由	
盛り込みや考え方を 盛り込みたい方	1、情報の提供と共有及び説明責任 ・町民参加、町民主体の自治の実現、透明性の確保、誤りのない意見反映の確保、公正な町政の推進保証のため必要（「説明責任」については別に項目を起こしても良い） ・町民の知る権利の保障、町民の意見、要望、苦情の把握 ・わかりやすい、正確、適宜、迅速な提供 ・内容としては、まちづくりに対する情報、町政に関する情報、政策の立案、実施、評価と見直しに至るまでの過程及び内容とする。 ・町、議会ともに対象とすべき ・手続き等必要な事項について、この条例との整合性を考慮し別に条例措置が必要 2、情報の公開 ・町民の知る権利の保障 ・会議の公開は、原則として町、議会とも開示が必要。非公開の場合はその理由を明示すること。 ・手続き等の必要な事項について、この条例との整合性を考慮し別に条例措置が必要 3、町民の意見等 ・町民参加の推進、行政等に対する信頼の確保の観点から必要 ・行政執行等に反映、迅速、適切かつ誠実な対応 4、個人情報の保護 ・個人の人権の侵害を防止し、町政に対する信頼の確保のため必要 ・手続き等必要な事項について、この条例との整合性を考慮し別に条例措置が必要
理由	町民の参画を一層進めるため、また、町、議会に対する信頼の確保のため積極的な、しかも双方向な情報提供、共有（含む公開）、積極的に説明責任を果たすことと共に必須事項である。 また、個人情報の保護、情報の公開、町民の声に対する適切な対応は個人の人権等の侵害防止に併せ町政に対する信頼の確保の観点からも必要である。

情報共有	
盛り込み考え 方	<p>(1) 情報共有（意思決定の明確化） 町議会及び町長等は、町運営に関する情報を町民に、積極的に提供し、町民との情報共有を図る。</p> <p>(2) 情報公開 住民参画を、より一層推進するため、町議会、町長等の保有する情報を町民の求めに応じ、原則として公開する。</p> <p>(3) 情報の収集及び管理 町づくりに関する情報を正確に収集し、速やかに町民の求めに応じ提供できるよう整理、保存する。</p> <p>(4) 個人情報の保護 個人の権利及び利益が侵害されることのないよう必要な措置を講ずる。</p>
理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報共有は、自治を推進し、協働を進めるため必要。 ・ 情報の提供はわかりやすく。
盛り込み考え 方	<p>八雲町の条文はわかりやすいと思うので参考に考えて良いと思う</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報共有 まちづくりをするうえで情報共有は必要 2 情報提供 町と議会は町政に関する情報を判りやすく提供する 3 説明責任 町と議会は情報について町民に対し誠実に説明する責任がある 4 情報公開 町民は情報開示を求める権利がある。 町と議会は情報開示を求められた時は情報を美幌町情報公開条例により公開する 5 個人情報保護 町と議会はその保有する個人情報について美幌町個人情報保護条例により保護する <p>現在ある、美幌町情報公開条例および美幌町個人情報保護条例については、今回の自治基本条例に伴い整合性を精査して改正する場合もあると思う。</p>
理由	<p>まちづくりを進めるうえで、情報の共有は不可欠であり、町や議会は情報提供、情報公開を行う必要がある。また、情報公開するにあたり町民に誠実に判りやすく説明することが望ましい。しかし、情報を開示するにあたり個人情報については適切に保護しないと問題が出る場合があると思われる。</p>
盛り込み考え 方	<p>情報提供及びに情報公開には地元新聞も活用</p>
理由	<p>情報共有の中の情報提供の部分について 現在行われている情報提供の一つとして、広報があると思います 広報は良く読むのですが、読みやすい文章、分かりやすい表現で書かれていますので、とても素晴らしいと思っています。 ただ、この広報は、自治会に入っている人の所にしか配布されないのでは？と思うのです (昔、アパートに住んでいる時に、自治会に入っていなかったので、広報を見た事がなかったような気がします。今も自治会の回覧板と一緒に来ますし)、某民間紙のように全戸配布の方が良いと思います。 広報以外の情報提供として上記にも書きましたが、某民間紙は無料全戸配布ですので、新聞を購読していない人も読む機会が多いですし、新聞よりも地元の話が多く、一番情報を伝達するのに適した媒体だと思っています。 北見市議会の話題は記事になる事が多く、美幌町議会で行われている事は知らないけど、北見市議会で議論されている事は知っているという町民も多いのではないのでしょうか。 問題が起きているから記事になるのであって、載る事が必ずしも良い事とも言えないのですが… また、可能か不可能かは別として、某民間紙に美幌町のページを新設してもらい、議会が行われている、行われていないを別に、記者目線での記事の継続的な掲載及び、それに投函された意見を町民の意見として吸い上げ、それに伴って町民参加イベントの企画、開催告知などを行えば、町民の興味を引けるのでは？と、思います。どのような目的でイベントを開催するかの根拠の掲載、参加者数の公表、一般的なアンケートでは答えてくれないようなものでも、伝書鳩の記者から取材を受ければ、答えてくれる人も居ますし（直接町に文句を言える人は少ないですが、間に何かをはさむ事で言いたい事を言える人は多いと思います）、それはダイレクトな意見として捉える（小さなPDCA）。 このような事が出来る制度があると、他市町村には無い美幌町独自の条例になると思います。 (伝書鳩に専用ページを追加、記者に継続的に記事を書かせるのに、どれくらいのお金がかかるのか分かりませんが…)</p> <p>一言で書くと 情報提供及び公開には地元新聞も活用</p> <p>それと、条例作成にあたり、現在行われている事が充分なら、今行っている事を文章にするようにする事が大事だと思います。 他市町村の条例は確かに素晴らしい文章だと思いますが、理想を求めて、やってもいない事を条例に盛り込むと、それが美幌町に必要なものであってもやらなければ条例違反？になりますし、無駄な事務手間だけが増える事になると思います。</p>

情報共有	
盛り込みや考え方の内容	<p>最近あまり聞かれなくなったが、住民（メンバー）と行政（スタッフ）の、それぞれの「手」による『ユビキタス社会』の実現を目指すための、色々な「メディアの連携」のシステムの構築</p>
理由	<p>情報伝達の方法は色々ある！ので、適材適所？的に、色々なメディアの組み合わせを考えなければならない。</p> <p>一度、どの様に、メディアの活用および組み合わせを使って、間違いの無い、情報伝達をするか？を整理する必要がある。</p> <p>現在のところ、ペーパーメディアの「広報びほろ」が、イチバンのベースになると思われるが、それを軸に、併せてネットメディアの活用は、今後の10年後の状況を考えて場合、無視は出来ない</p> <p>広報やホームページは「待ち」のメディアであるから、如何にして「手に取ってもらう」「日常的に目を通してもらう」ようにするか？</p> <p>かつ、たぶん？内閣府 & 総務省あたりで、新たに「それぞれのヒト用のアドレス」を創ろうとしているようだが、それは大きなお世話、それこそ民間のチカラでやらなければイケない。</p>
盛り込みや考え方の内容	<ol style="list-style-type: none"> 情報の提供 町及び議会は、町政に関する情報を積極的に、わかりやすく提供する。 情報の公開 情報開示の権利と義務 個人情報の保護 個人情報の保護
理由	<p>情報は町民の権利であり、町民参加に不可欠なものであり、積極的に経過を含めて、わかりやすく提供することと、個人情報の保護を図る必要がある。</p>
盛り込みや考え方の内容	<ol style="list-style-type: none"> 情報提供 <ul style="list-style-type: none"> 議会及び行政は、町政及び町民生活に必要な情報について、町民に積極的に提供します。 情報公開 <ul style="list-style-type: none"> 町民は、町政に関する情報について、町及び議会にその開示を求めることができます。 議会及び行政は、町政に関する情報の開示を求められたときは、別に条例に定めるところにより、情報を公開します。 個人情報保護 <ul style="list-style-type: none"> 議会及び行政は、個人の権利や利益が侵害されないよう、その所有する個人情報について、別に条例に定めるところにより、適正な保護を図ります。
理由	<p>まちづくりには町民参加が不可欠で、その町民参加を進めるうえで情報共有がもっとも重要であると考えます。そのためにも議会及び行政は積極的な情報提供や、情報公開を行う必要があります。ただし、闇雲に情報を公開するのは個人情報保護との絡みもありますので望ましいとは思いませんので、本町で定めている情報公開条例に基づいたものとすべきと考えます。</p>
盛り込みや考え方の内容	<ol style="list-style-type: none"> 情報共有 <ul style="list-style-type: none"> 町や議会は、町政運営に関する情報を町民に積極的に提供するとともに、町民の意見の把握に努め、町民との情報の共有を図らなければならない。 説明責任 <ul style="list-style-type: none"> 町や議会は、町政に関する情報について町民に分かりやすく説明しなければならない。 情報公開 <ul style="list-style-type: none"> 町民は、町政に関する情報の開示を求める権利を有します。 町や議会は、町民から町政に関する情報の開示を求められたときは、別に条例で定めるところにより、情報を公開します。 個人情報保護 <ul style="list-style-type: none"> 町や議会は、個人の権利や利益が侵害されないよう、その保有する個人情報について、別に条例に定めるところにより、適正な保護を図らなければならない。
理由	<p>町民みんなでまちづくりを目指すためには、情報の共有は不可欠であり、情報提供や情報公開を行う必要があると思います。また、町の考えだけを押しつけることのないよう、町民の思いを把握することが大事だと思います。</p>

情報共有	
項目や考え方を盛り込みたい	<p>(情報の提供)</p> <p>第①条 町は、町民が必要とする情報について積極的に公開します。</p> <p>2 議会は、情報の提供について、分かりやすく、かつ適時に行います。</p> <p>(情報の収集)</p> <p>第②条 町は、町民(住民)が持つまちづくりに関する情報及びその他まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集することとし、その制度を整備します。</p> <p>2 町民(住民)は、町及び議会に対し意見、要望、提言、苦情及び激励をすることができ、町及び議会は、その制度を整備します。</p> <p>(説明責任)</p> <p>第③条 町及び議会は、公正で開かれたまちづくりを確保するため、町民(住民)に対しまちづくりに関する情報について説明する責務を有します。</p> <p>2 町民(住民)は、町及び議会が公開する情報を積極的に受け入れるよう努めます。</p> <p>(個人情報の保護)</p> <p>第④条 町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 前項の個人情報の適切な保護等については、別に条例で定める。</p>
理由	<p>①、② 「提供」と「収集」という表現だと町や議会から見た目線にとられてしまいがちだが、分かりやすい表現なので、このまま使用する。</p> <p>①…町が積極的に公開する姿勢を明記。</p> <p>①—2…議会にあえて「分かりやすく」と加えたのは、条例改正や補正予算議案は非常に難解な表記であるが、法に準じている部分もあるのでいたしかたない部分もあるため、その難解な表記をわかりやすく住民の皆様を提供することを町ではなく、議会とするのが効率的ではないかという提案。なぜならば、議会はその難解な表記を理解した上で議論しているので、分かりやすい表現が可能ではないかと。町は堅い表現を使わざるを得ない場面が多々ある。それを公開用に分かりやすいものも作成したのでは、同内容で2回の事務処理が必要となってしまう。</p> <p>②…住民が持つまちづくりに関する情報とは、例えば除雪体制の問題や、自治会及び各種協議会などまちづくり実働者達の情報。それら情報を管理及び整理する制度を設置する。</p> <p>②—2…現在同様、いつでも住民の皆様が意見等をできる旨の規定整備。「激励」はエネルギーになるのでは是非規定したい。</p> <p>③…説明責任については、今後出てくるであろう各役割の章で規定するより、ここで規定した方が分かりやすいと思われる。</p> <p>③—2…町民参加制度の課題である情報共有。当然町の努力が必要であるが、やはり、参加側にも情報を受け入れる姿勢を持って欲しい。</p> <p>④…個人情報については、「情報の共有」において一番懸念される問題であることから、基本条例内でもしっかり規定しておくべきではないかという考え。</p> <p>④—2…基本条例が町の最高法規であることが分かりやすくなるため規定する。</p> <p>その他…・会議公開の原則は、「積極的な公開」から読めるため規定しなくても良い。 ・白老町の「選挙」(マニフェスト?)は、規定するなら情報共有の章ではなく、各役割の章で規定した方が良い。</p>